

平成 29 年度就学援助のお知らせ

石垣市では、市立小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的理由により学校給食費や学用品など教育費の支払いにお困りの方に、その費用の一部を援助しています。

◆援助を受けることができる方

- ①市県民税の課税がなく生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方
- ②生活保護を平成 28 年 4 月 1 日以降に停止又は廃止になった方
- ③その他生計維持者が病気療養など特殊事情を有する方（校長意見書が必要です）
- ④東日本大震災及び熊本地震の被災者で生活が困窮していると認められる方（罹災証明又は被災証明書の提出が必要です）

◆申請期間 平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 29 年 6 月 20 日（火） 期間厳守！  
 ※在学年・新入学年同時申請となります。

◆申請に必要な書類

- ①「平成 29 年度 就学援助申請書」（小中学校に設置）  
 ・印鑑（認印可。シャチハタやスタンプの簡易印鑑は不可）
- ②「住民票謄本」※家族全員が記載されているもの（市民課で交付）  
 ・記載事項の省略ではないもの（6 か月以内）  
 ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ③「平成 29 年度所得課税証明書」（税務課で交付）  
※所得がない方でも申告は必要です。まだ申告を行っていない方はお早めに税務課で手続きをお願いします。
- ④保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー  
 ・口座名義、支店名、口座番号が確認できるもの
- ⑤「児童・特別児童 扶養手当受給証明書（写し）」 1 部
- ⑥「各種年金（老齢・障害・遺族等）通知書（写し）」 1 部
- ⑦障害者手帳（写し）、病気にかかる診断書（原本）等 1 部
- ⑧特殊事情の理由で申請する方は、それを証明する書類
- ⑨罹災証明書又は被災証明書 → 東日本大震災及び熊本地震の被災者のみ提出



→ 全ての方が提出



→ 受給者・対象者のみ提出



◆申請場所

児童生徒が在籍する小中学校  
 ※兄弟姉妹が小学校・中学校ともにいる場合は、◆申請に必要な書類①「平成 29 年度 就学援助申請書」をそれぞれの小学校・中学校へ、それ以外の添付書類はどちらか一方の学校へ提出してください。

◆認否決定時期

平成 29 年 8 月下旬

◆注意

- ①申請後、生活保護基準を基に、審査を行います。申請すると必ず援助が受けられるとは限りませんのでご了承ください。
- ②平成 28 年度認定された方も、引き続き援助を希望する方は、申請が必要です。



ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

石垣市教育委員会 学務課 ☎0980-83-0355 ホームページ <http://www.ishigaki.ed.jp/gakumuka/>

市立図書館からのお知らせ

6 月 23 日、沖縄県は戦後 72 年目の慰霊の日をむかえます。八重山の戦争は地上戦が行われた沖縄本島とは異なり、いわゆる「戦争マラリア」による被害が大きな特徴となっています。郷土書の展示は、そのような戦争被害の一側面を捉えた資料を揃えました。この機会にぜひ手にとってみてください。

～ 今月の展示 ～

- 一般書 「青の世界へ」
- 児童書 「せんそう」
- 郷土書 「戦争と病」



～ 今月の移動図書館 ～

6 月 11 日・25 日

- 明石公民館 午前 10 時～正午
- 川平公民館 午後 2 時～午後 4 時

【開館時間】 平日：午前 10 時～午後 7 時 土日：午前 10 時～午後 5 時〔月曜休館〕

【問い合わせ先】石垣市立図書館

☎0980-83-3862